

平成30年

第2回 農業委員会総会（月例会）議案

平成30年2月7日

前橋市農業委員会

平成30年 第2回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 平成30年2月7日 午後3時00分
- ・閉会日時 平成30年2月7日 午後3時57分
- ・開催場所 市庁舎7階 農業委員室

・出席委員（24名）

1番 下田 将文	2番 市花 宏之	3番 矢端 晴美	4番 奥野 和子
5番 松島 敏男	6番 大島 俊典	7番 田島 悦夫	8番 星野 和幸
9番 小堀 清	10番 木村 謙	11番 関根 由彦	12番 澁澤 聖一
13番 坂庭 常男	14番 北爪 きよ子	15番 青木 朱美	16番 井上 隆
17番 萩原 秀治郎	18番 深町 富士雄	19番 岡田 重雄	20番 須田 一男
21番 石村 利夫	22番 江原 弘	23番 関口 喜弘	24番 堀越 恒弘

・事務局出席者

事務局長 吉井 一夫 補佐 篠崎 誠 補佐 齋藤 孝朗 副主幹 深澤 直純
副主幹 高山 幸治 主任 富澤 和則 臨時職員 宮田 厚子

・付議事件

- (1) 議案第 8号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第 9号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 議案第10号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について（5条）
- (4) 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

・協議事項

- (1) 二之宮町2228他6筆に係る農地区分に対する意見聴取について
- (2) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農地法第4条、第5条の規定による意見聴取結果について

吉井局長

それでは、定刻になりましたので、これより平成30年第2回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日在任委員24名中、全員の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを、ご報告申し上げます。開会に先立ちまして、堀越会長よりご挨拶をお願いいたします。

堀越会長
吉井局長

◇(挨拶)

会議規則第5条の規定より、会長が議長となり会議を進めることとなりますので、堀越会長よろしくをお願いいたします。

《堀越会長、議長に就任》

議長

それでは、平成30年第2回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。15番 青木朱美委員、19番 岡田 重雄委員をお願いいたします。それでは議事に入ります。議案第8号・農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から10番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

深澤副主幹

◇(議案書・順次、地目、面積、申請理由、契約内容、耕作面積等を朗読、説明)

整理番号2番、一般法人の申請のため契約書に解除条件が明記されているなど一定の要件を満たしています。なお整理番号1番から10番は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしております。

議長

なお、整理番号2番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

10番委員
(3班班長)

現地案内図3条の2をご覧ください。申請地は群馬大学附属中学校から北東へ600mに位置する1筆と、前橋市荻窪清掃工場から南西へ約500mに位置する2筆で、周囲を農地に囲まれた農用地区内、第一種農地となります。面接には申請人と、沼田のぶどう栽培農家の方が栽培指導者として来られました。申請人は現在、他の法人名で介護老人施設を運営しており、施設開設以前より太陽光発電の申請を行なっていましたが、計画農地が第一種農地であったため営農型太陽光発電で実施することとしました。介護老人施設周辺に栽培する野菜・果樹の収穫やリハビリを兼ねた栽培管理作業によって、入所者の介護度が改善される状況を見て、特にぶどう栽培に関心を持ち太陽光発電と農業の両立を計り、車椅子の方や小さな子供たちも収穫できる観光ぶどう園を作る希望であるとの事です。レインカット栽培方法によって太陽光パネル架台南下に10m間隔で苗木を植える計画で、ぶどうの本格的な収穫までに7～8年を要するため、その間はぶどうの成長に合わせて余剰地にミョウガ・根菜・葉物野菜を栽培する予定で、生産された野菜については介護老人施設を中心に利用し、道の駅・JAへの出荷も計画しています。栽培指導者の意見では10aあたり1tの収量を見込めるとの事ですが、全体で200本植える予定の苗木の確保も面接時点で十分でないとの事から、早期に目標収量を達成する必要があることを指摘しました。今回の事例は、ぶどうの苗木を植えることから始まる営農型太陽光発電施設なので、当分の間、野菜などの生産が営農の実績とみられ、毎年の生産実績の報告義務があり、農作物の反収が同じ年の地域の平均的な反収と比較しておおむね2割以上減収しないこと、減収した場合は、指導し改善されない場合、一時転用により3年後の更新許可が認められない事を申し伝え、調査班としては営農計画が長期にわたり着実に実行されることを要望し、許可相当と判断しました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

9番委員

整理番号2、説明には本格的にぶどうが収穫出来るのに7年とあり、契約期間が3年ですが。

3 班班長 成木になるまでは、野菜等の栽培をおこないます。ぶどうが収穫出来るのは4年目くら
なりませんが、基準となる収穫量を得るには7年～8年かかります。

齋藤補佐 営農型太陽光施設と合わせた申請、営農型太陽光の一時転用は3年を基準とし、更新を
されるのが可能です。同じ設置者が農業を行ないます。同事業者ですので同じ期間の契
約申請、基本的には3年後更新をする内容です。

1 2 番委員 ぶどうが取れるのに7～8年と言われましたが、経験からしますと、3年目から収穫で
きます。

議 長 本格的な収量になるのに7～8年という解釈ですか。

3 班班長 面接いたしました指導者の話ではその様です。

2 3 番委員 どの様な苗木ですか。

1 8 番委員 苗木の種類の説明。

1 1 番委員 8割が目標ですが、実際8割に達しない場合は指導だけですか。ぶどうの場合期間が長
いのでどの様に指導されるのですか。

議 長 県からの指針、今までの例を説明。

3 班班長 面接時に、現在苗木が約半分ですので、収穫が8割を上回る様、途中でも苗木の移植の
検討を依頼しました。

1 1 番委員 許可後、明らかに作付けの意思の無い場合、どの様に評価するのですか。
齋藤補佐 県の内容説明でも、果樹については収穫までには数年かかる物があります。その間に対
しては、自培管理、剪定等・適正管理されていけばやむを得ない。整理番号2については、
ぶどうの収穫までは、他のスペースで野菜の栽培をしますので、判断材料になるかと思
います。知見を有する者の意見書の説明、3年で味を見る程度・5年目で多少の収穫・7～
8年後収入となります、という計画で知見を有する方が認めている案件です。

9 番委員 ぶどうは太陽光の下で栽培できる品目にあげられていますか。
齋藤補佐 ぶどうの栽培（レインカット栽培方法）を、資料を使い説明。知見を有する方も他の市
で同様の方法で、もぎ採りも観光農園的方法で行なっております。

8 番委員 この広さですと無農薬では無理かと思われ、農薬によりパネルも汚れるのでは、対策は
聴きましたか。

議 長 班長さん、聴きましたか。

3 班班長 確認しませんでした。

1 3 番委員 整理番号3番、贈与とありますが、譲渡人と受人の関係は。
深澤副主幹 調査しておりません。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番から
10番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

議 長 ◇（挙 手）
全員賛成でありますので、議案第8号・農地法第3条の規定による許可申請については、
整理番号1番から10番までを許可とすることに決定いたします。
次に、議案第9号・農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番、2番
の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

富澤主任 ◇（議案書・順次、地目、面積、転用目的、申請理由を朗読、説明）
なお、整理番号1番、2番は農地法第4条第6項の各号に該当しないため、許可要件の
すべてを満たしております。

議 長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いしま
す。

議 長 ◇（意見、質問等なし）
ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番、2番を許可

とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第9号・農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番、2番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第10号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹

◇(議案書、地目、面積、変更内容、転用目的、申請理由を朗読、説明)

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第10号・農地法の規定による許可後の計画変更申請5条許可について、整理番号1番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第11号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から21番までの審議をお願いします。なお、整理番号11番については申請関係者北爪委員が該当しますので、北爪委員の退室をお願いします。

議長

それでは、始めに整理番号11番について、事務局の説明を求めます。

高山副主幹

◇(議案書、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明)

なお、整理番号11番は、農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号11番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、議案第11号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号11番を許可とすることに決定いたします。

それでは、北爪委員の入室を許可します。

次に、整理番号1番から10番、整理番号12番から21番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

高山副主幹

◇(議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的、申請理由を朗読、説明)

なお、整理番号1番から10番、整理番号12番から21番は農地法第5条第2項の各号に該当しないため、許可要件のすべてをみたしております。

議長

なお、整理番号7番、21番については、現地・面接調査を実施しておりますので、調査班長の報告をお願いします。

10番委員
(3班班長)

現地案内図5条7をご覧ください。申請地は、市立桃瀬小学校から東へ約250mに位置し、周囲を農地に囲まれた農用区域内、第一種農地です。既存の畜舎を農産物集荷作業場及び倉庫として使用しており、農産物集荷場への車両通路用地として使用していたための是正申請であります。面接には代理人が来られました。現地を調査したところ、農業用機械としてはコンバイン2台・トラクター1台が格納され、他にフォークリフ2台がありました。集荷事業の概要を尋ねたところ、申請者を含む3名の生産する野菜のほか、近隣の青果市場からの野菜の集荷・出荷作業を現場で3月から11月までのあいだ夏季を中心に行なっており、シクラメンなどの花卉についても、近隣の青果市場から集荷物を本作業場で

積み替え川崎方面の市場へ出荷しているという事で、年間の売上実績はマージンとして600万円、葉物野菜の出荷額は年間150万円ほどとの事です。現地調査の印象としては、野菜の集荷の現状では希薄であり、保管されている大型トラック2台のほか多数の運搬用パレット架台などが陸運会社に勤める息子関連の物品であるとの事で、本申請が農業用施設としての利用に基づく申請であり、農業用の目的以外には使用できないこと、農産物以外を運搬する車両・資材の利用は農地法違反となることを申し述べ、調査班としては、総会までに出荷・出荷の根拠となる取引伝票、資料の提出を求め、提出の結果を以って判断することとしました。結果といたしまして、近隣の生花市場との出荷荷受配送業務委託証明書が提出されましたが、集荷場としての使用実績が示されませんでしたので、調査班としては、結果を保留とし、再度申請者に対して面接調査を実施していただきたいと思っております。

現地案内図5条21をご覧ください。本申請は、3条の申請の整理番号2の申請地について5条の一時転用申請であります。現地調査・面接の結果については、3条申請の内容と重複しますので一部割愛させていただきます。申請人は現在、他の法人名で介護老人施設を営んでおり、施設開設以前より太陽光発電の申請を行なっていましたが、計画農地が第一種農地であったため営農型太陽光発電で実施することと致しました。小神明町の申請地には250Wのパネルを408枚設置し、102kWの発電予定。小坂子町の申請地には250Wのパネル1,620枚設置し、405kWの発電を予定しています。売電単価は38円、東電との発電契約は済んでおり、年間約2200万円の売電予定で、返済は長期に20年間を予定しています。車椅子の方や、子供たちも収穫を楽しめる観光ぶどう園としたり、周囲にはフェンスを設置するとの事です。今回の事例は、ぶどうの苗木を植える営農型太陽光発電施設なので、当分の間、野菜などの生産が営農の実績とみられ、毎年の生産実績の報告義務があり、農作物の反収が同じ年の地域の平均的な反収と比較しておおむね2割以上減収しないこと、減収した場合は、指導し改善されない場合は、一時転用による3年後の更新許可が認められない事を申し伝え、調査班としては営農計画が長期にわたり着実に実行されることを要望し、許可相当と判断しました。

議 長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

9番委員 整理番号2番、対象面積が小さく分かれています。何があったのですか。

齋藤補佐 申請地公図の説明。

議 長 その他、ご意見等ございませんか。なければ採決したいと思います。整理番号7番を保留とし、整理番号1番から6番、整理番号8番から10番、整理番号12番から21番までを許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議 長 全員賛成でありますので、議案第11号・農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号7番を保留とし、整理番号1番から6番、整理番号8番から10番、整理番号12番から21番までを許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知お祈りいたします。

次に、協議事項(1)二之宮町2228他6筆に係る農地区分に対する意見聴取について、前橋市長より依頼がありましたので、協議をお願いします。

齋藤補佐 ◇(資料の説明：農地係)

議 長 なお、協議事項(1)については現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

10番委員 現地案内図協議事項1番をご覧ください。対象地は市立二之宮小学校から約1.5kmに位

(3班班長)

置し、周囲は北側が北関東自動車道、東側と南側は神沢川、西側は荒砥川に囲まれた地域の中の農地で、申請地の農振法除外申請について農地区分の確認を求める協議のため、農地の分断の状況について調査を行いました。現地調査にあたっては、この一団の農地における分断線の確認調査を行いました。分断線の確認基準としては、集団的な耕作をするための大型農業機械が容易に、横断・迂回できない場合、分断とみなされますが、調査案内図に示される調査地は幅が10mを超え南北に200mを超える旧堀跡かと思われる状況で、この農地を挟む両側の農地との段差は2mを超え、農業機械が容易に横断しえない高低差のある状況と認められました。調査班としてはこの一帯の部分に分断線とみてこれにより分断される対象農地の区分を小集団農地で第二種農地と判断いたしました。

議長

以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからの、ご質問をお願いします。

齋藤補佐

補助説明。

19番委員

分断線は堀ですか。

齋藤補佐

詳細説明。高低差により農作業機械が容易に横断できるかの判断になります。

11番委員

地元委員より分断線の現況・横断できない説明。

3班班長

現地調査より、分断線が通り抜け出来ない説明。

齋藤補佐

現地調査資料の写真から段差の説明と、分断と判断した理由。

議長

その他、ご意見質問等ございませんか。なければ採決したいと思います。二之宮町2228他6筆に係る農地区分に対する意見聴取について、農地区分を小集団農地で第二種農地と判断することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成でありますので、協議事項(1)二之宮町2228他6筆に係る農地区分に対する意見聴取について、農地区分を小集団農地で第二種農地と判断することに決定いたします。

次に、協議事項(2)農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

篠崎補佐

◇(資料説明：農業振興係)

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

議長

ご意見質問等ございませんか。なければ採決したいと思います。農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

議長

全員賛成でありますので、協議事項(2)農地等の利用の最適化の推進に関する指針(案)については、原案のとおり決定いたします。

次に、16ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、

- 法第4条の届出書の受理状況 6件
- 法第5条の届出書の受理状況 20件
- 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 14件
- 現況証明交付状況 1件

報告事項(5)は、1月総会において許可とした法第4条、第5条の農地転用許可申請について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。

議長

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(閉会午後3時57分)

末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年2月7日

議 長

署名人

署名人